

第3回智頭町議会臨時会会議録

平成25年7月30日開議

1. 議事日程

第 1. 仮議席の指定

第 2. 議長の選挙

追加日程1

第 3. 議席の指定

第 4. 会議録署名議員の指名

第 5. 会期の決定

第 6. 副議長の選挙

第 7. 議席の一部変更

第 8. 常任委員の選任

第 9. 議会運営員の選任

第10. 鳥取県東部広域行政管理組合議会議員の選挙

第11. 八頭環境施設組合議会議員の選挙

第12. 鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

第13. 議案第60号 平成25年度智頭町一般会計補正予算（第2号）

第14. 議案第61号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更について

第15. 議案第62号 財産の取得について

追加日程2

第16. 議案第63号 智頭町監査委員の選任について

第17. 発議第 3号 同和問題調査特別委員会の設置について

第18. 閉会中の継続調査の申し出について

第19. 議員派遣について

1. 会議に付した事件

第 1. 仮議席の指定

第 2. 議長の選挙

追加日程1

第 3. 議席の指定

- 第 4. 会議録署名議員の指名
 - 第 5. 会期の決定
 - 第 6. 副議長の選挙
 - 第 7. 議席の一部変更
 - 第 8. 常任委員の選任
 - 第 9. 議会運営員の選任
 - 第10. 鳥取県東部広域行政管理組合議会議員の選挙
 - 第11. 八頭環境施設組合議会議員の選挙
 - 第12. 鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
 - 第13. 議案第60号 平成25年度智頭町一般会計補正予算(第2号)
 - 第14. 議案第61号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更について
 - 第15. 議案第62号 財産の取得について
- 追加日程2
- 第16. 議案第63号 智頭町監査委員の選任について
 - 第17. 発議第 3号 同和問題調査特別委員会の設置について
 - 第18. 閉会中の継続調査の申し出について
 - 第19. 議員派遣について

1. 会議に出席した議員(12名)

1番 大河原 昭 洋	2番 高 橋 達 也
3番 大 藤 克 紀	4番 岩 本 富美男
5番 中 野 ゆかり	6番 平 尾 節 世
7番 岸 本 眞一郎	8番 徳 永 英太郎
9番 石 谷 政 輝	10番 酒 本 敏 興
11番 南 肇	12番 谷 口 雅 人

1. 会議に欠席した議員

なし

1. 会議に出席した説明員(16名)

町 長 寺 谷 誠一郎

教 育 長	藤 原 孝
病 院 事 業 管 理 者	安 藤 嘉 実
総 務 課 長	葉 狩 一 樹
企 画 課 長	岡 田 光 弘
税 務 住 民 課 長	西 沖 和 己
福 祉 課 長	岸 本 光 義
地 域 整 備 課 長	安 藤 充 憲
山 村 再 生 課 長	上 月 光 則
地 籍 調 査 課 長	草 刈 英 人
教 育 課 長	長 石 彰 祐
総 務 課 参 事	矢 部 整
福 祉 課 参 事	國 政 昭 子
税 務 住 民 課 参 事 兼 水 道 課 長	萩 原 学
会 計 課 長	寺 坂 英 之
病 院 事 務 部 長	寺 谷 和 幸

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事 務 局 長	河 村 実 則
書 記	塚 越 奈 緒 子

開 会 午 前 9 時 3 0 分

開 会 あ い さ つ

○事務局長（河村実則） 事務局長の河村です。

本日の臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席されている議員の中で、酒本敏興議員が年長の議員でありますので、ご紹介いたします。

○臨時議長（酒本敏興） ただいま紹介されました酒本敏興です。地方自治法第

107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞ宜しくお願いします。

ただいまの出席議員は12名です。

定数に達しておりますので、平成25年第3回智頭町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1．仮議席の指定

○臨時議長（酒本敏興） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

日程第2．議長の選挙

○臨時議長（酒本敏興） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（事務局書記、議場出入り口を閉める）

○臨時議長（酒本敏興） ただいまの出席議員数は12名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、1番 大河原昭洋議員、2番 高橋達也議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。投票は、単記・無記名です。

（事務局長投票用紙を配布）

○臨時議長（酒本敏興） 投票用紙の配布漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（酒本敏興） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（事務局長、投票箱を点検し、異状なしの報告）

○臨時議長（酒本敏興） 異状なしと認めます。

（各議員投票用紙に記入）

○臨時議長（酒本敏興） ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と指名を呼び上げますので順番に投票をお願いいたします。

○事務局長（河村実則） 1番 大河原昭洋議員、2番 高橋達也議員、3番 大藤克紀議員、4番 岩本富美男議員、5番 中野ゆかり議員、6番 平尾節世議員、7番 谷口雅人議員、8番 岸本眞一郎議員、9番 南肇議員、10番 徳永英太郎議員、11番 石谷政輝議員、12番 酒本敏興議員。

（投票）

○臨時議長（酒本敏興） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（酒本敏興） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います

1番 大河原昭洋議員、2番 高橋達也議員、開票の立会いをお願いします。

（事務局長は投票箱を開き、立会人とともに開票、

投票を点検・整理・集計する）

○臨時議長（酒本敏興） それでは、選挙結果を報告いたします。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票は0票であります。有効投票のうち、谷口雅人議員6票、徳永英太郎議員6票。以上のとおりであります。

この選挙の法定投票数は3票です。したがって、法定得票数にいずれも達しておりません。事務局長の方でこれからの決定の要領につきまして説明させます。

○事務局長（河村実則） 地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することとなっております。

先ほど議長が結果報告を申しました。2名上位同数でございますので、くじでこれから決定させていただきたいと思っております。

谷口雅人議員、徳永英太郎議員が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじは2回引きます。1回目はくじを引く順番を決めるためのものです。2回目はこの順番によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。くじは抽選棒で行います。引いた抽選棒の若い番号が先にくじを引くところになります。

谷口雅人議員、徳永英太郎議員、登壇願います。

（谷口雅人議員、徳永英太郎議員登壇）

○事務局長（河村実則） それでは谷口雅人議員からお願いしたいと思います。
（谷口議員、くじを引く）

○事務局長（河村実則） 徳永英太郎議員お願いします。
（徳永英太郎議員、くじを引く）

○事務局長（河村実則） 徳永英太郎議員が1番と谷口雅人議員が4番ですので、
最初に徳永英太郎議員の方から引いていただきます。若い番号の方が当選人です。
（順にくじを引く）

○事務局長（河村実則） 谷口雅人議員が3でございます。徳永英太郎議員が4
でございます。

○臨時議長（酒本敏興） くじ引きの結果、谷口雅人議員が議長に当選をされま
した。

議場の出入口を開きます。

（事務局書記、議場出入口を開ける）

○臨時議長（河村実則） ただいま、議長に当選された谷口雅人議員が議場にお
られます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

谷口雅人議員、議長当選の承諾及びあいさつをお願いいたします。

（拍手する者あり）

○新議長（谷口雅人） 相半ば、ということの中で議会を、皆さんをお騒がせ
したことをまずもってお詫びを申し上げます。議会は必ずやこういう場面を迎
えることがあるわけですが、最も重要なのは、その後でございますし、その
結果も……でございます。私自身も本分を忘れず、しっかりと職務を遂行して
まいりたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしく願いをいたします。

（拍手する者あり）

○臨時議長（酒本敏興） 谷口雅人議長、議長席にお着きお願いをいたします。

これで臨時議長の職務は全部終了いたしました。大変ご協力ありがとうございました。

（拍手する者あり 議長席より臨時議長退席、議長着席）

○議長（谷口雅人） 暫時休憩をします。

休憩 午前 9時50分

再開 午前10時00分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を進めます。

日程の追加についてお諮りします。

お手元に配布のとおり、日程第3から日程第15まで、日程に追加したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

したがって、日程第3から日程第15までを日程に追加することを決定しました。

日程第3. 議席の指定

○議長(谷口雅人) 日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項によって、議長において指名をいたします。
議席番号と氏名を職員に朗読させます。

事務局長。

○事務局長(河村実則) それでは議席の指定の順番を申し上げます。

1番 大河原昭洋議員、2番 高橋達也議員、3番 大藤克紀議員、4番 岩本富美男議員、5番 中野ゆかり議員、6番 平尾節世議員、7番 岸本眞一郎議員、8番 南肇議員、9番 徳永英太郎議員、10番 石谷政輝議員、11番 酒本敏興議員、12番 谷口雅人議長。以上であります。

○議長(谷口雅人) ただいま事務局長が朗読したとおり議席を指定いたします。
ただいま指定したとおり議席にお着きください。

(議員は指定された議席に移動する)

日程第4. 会議録署名議員の指名

○議長(谷口雅人) 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番 大河原昭洋議員、
2番 高橋達也議員を指名します。

日程第5. 会期の決定

○議長(谷口雅人) 日程第5、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日一日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日一日限りと決定しました。

日程第6. 副議長の選挙

○議長(谷口雅人) 日程第6、副議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(事務局書記、議場出入り口を閉める)

○議長(谷口雅人) ただいまの出席議員数は12人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、3番 大藤克紀議員、4番 岩本富美男議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(事務局長、投票用紙を配布)

○議長(谷口雅人) 念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」という者の声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(事務局長、投票箱を点検し、異状なしの報告)

○議長(谷口雅人) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

事務局長。

○事務局長(河村実則) 1番 大河原昭洋議員、2番 高橋達也議員、3番 大藤克紀議員、4番 岩本富美男議員、5番 中野ゆかり議員、6番 平尾節世議員、7番 岸本眞一郎議員。

(投票中、町長・副町長・総務課長入場、

副町長「ちょっと、ちょっと休憩して。」と呼ぶ)

○議長（谷口雅人） 暫時休憩します。

休憩 午前10時06分

(副町長・総務課長退場)

再開 午前10時07分

○議長（谷口雅人） 再開します。

○事務局長（河村実則） 引き続き、副議長選挙の投票に入りたいと思います。

8番 南肇議員、9番 徳永英太郎議員。

(「暫時休憩を求めますが。」と呼ぶ者の声あり)

○議長（谷口雅人） 暫時休憩します。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時09分

○議長（谷口雅人） それでは、再開します。

○事務局長（河村実則） すいません、なら再開します。

徳永英太郎議員、石谷政輝議員、11番 酒本敏興議員、12番谷口雅人議長。

(投票投了)

○議長（谷口雅人） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（谷口雅人） 投票もれなしと認めます。

投票が終わりました。

ここで、暫時休憩をいたします。投票箱の管理は書記へお願いします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時11分

○議長（谷口雅人） 再開します。

開票を行います。

(「議長。先ほどの事務局の説明に対し、質問がしたいのですが。」

と呼ぶ者あり)

○議長（谷口雅人） はい、では、7番 岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） 先ほど副議長選投票途中に副町長等が上がってきて、招集者がいない本会議、それはだめだというように聞いたのですが。そこらへんで、いま町長が多分上がって来たと思うんですが、そのだめだということが、すでに

経過してきているんですが、そこらへんの今の解釈で、事務局長が言うのは何か問題ないというような話でしたが。何かそこらへんもうちょっとすっきりしないんですが、もう少し明快に答えていただけないでしょうか。

○事務局長（河村実則） ……でございますが、副町長が上がって参りましたのは、当然招集者がおらんといけんじゃないかという話がありました。当然召集の内容が一般質問、補正とか、そういう町長提案につきましては当然おってもらわんといけん。それから、やはり一般の本会議でも招集者がおるのが通例だということがございます。そういったことがございましたので、事務局の方に……していただきましたが、議会は議長が進行してやりますので、特に議会の、本会議の再開については、議会の問題ないということをおも聞いておりますので、それ以降については特にどうとも答弁はちょっとできませんが、一応問題ないことは聞いております。

○議長（谷口雅人） 7番 岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） 今回の局長の解釈では、今の副議長選の続行、執行部がおらないままで続行しても別に問題ないという……の解釈できるんですが。それでいいんですか。これが、いま町長がいなくても副議長選はある……経過できてたんだと、執行できてたんだという解釈になるんじゃないですか。

○事務局長（河村実則） そういうことでございます。

○議長（谷口雅人） 投票はあくまで議員が行うものですので、その部分については、何ら問題はないという見解だという風に聞いております。

岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） 先ほどの事務局の本会議の招集者がいなければだめだということについては、この議長選挙・副議長選挙については、別にそこにこだわる必要はないんだという、そういう見解でいいということですか。

○事務局長（河村実則） そのように理解しております。

○議長（谷口雅人） 説明のとおりでございます。

それでは、開票を行います。

開票立会人、よろしくお願ひします。大藤議員、岩本議員。

（事務局長、投票箱を開き、立会人とともに開票、
投票を点検、整理、集計をする）

○議長（谷口雅人） 選挙結果を報告します。

投票総数 12 票、有効投票 12 票、無効投票はゼロです。有効投票のうち、南肇議員 8 票、石谷政輝議員 4 票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、3 票です。したがって、南肇議員が副議長に当選されました。

議場の出入口をときます。

(事務局書記、議場出入口を開ける)

○議長 (谷口雅人) ただいま、副議長に当選された南肇議員が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

南肇議員、副議長当選受諾の承諾と、ごあいさつをお願いします。

南肇議員。

○副議長 (南肇) 皆さん、どうもありがとうございました。議員皆様の融和を図りながら、智頭町議会がさらなる発展、また、町政の発展を目指して努力していく覚悟でございます。どうぞよろしく願いいたします。

(拍手する者あり)

日程第 7. 議席の一部変更

○議長 (谷口雅人) 日程第 7、議席の一部変更を行います。

副議長の当選に伴い議席の一部を変更したいと思います。

議席番号と氏名を職員に朗読させます。

事務局長。

○事務局長 (河村実則) それでは、議席の指定の順番を申し上げます。1 番 大河原昭洋議員、2 番 高橋達也議員、3 番 大藤克紀議員、4 番 岩本富美男議員、5 番 中野ゆかり議員、6 番 平尾節世議員、7 番 岸本眞一郎議員、8 番 徳永英太郎議員、9 番 石谷政輝議員、10 番 酒本敏興議員、11 番 南肇議員、12 番 谷口雅人議員。以上であります。

○議長 (谷口雅人) ただいま事務局長が朗読したとおり議席を指定いたします。

それでは変更した議席にお着きください。

(議員は指定された議席に移動する)

○議長 (谷口雅人) 暫時休憩をします。

休憩 午前 10 時 20 分

再開 午後 2時25分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8．常任委員の選任

○議長（谷口雅人） 日程第8、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長が指名することとなっております。

お諮りします。総務常任委員に石谷政輝議員、平尾節世議員、岩本富美男議員、中野ゆかり議員、徳永英太郎議員、南肇議員を。民生常任委員に岸本眞一郎議員、大河原昭洋議員、高橋達也議員、大藤克紀議員、酒本敏興議員。

（発言する者あり）

○議長（谷口雅人） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時28分

○議長（谷口雅人） 再開します。

訂正をいたします。

総務常任委員に石谷政輝議員、平尾節世議員、岩本富美男議員、中野ゆかり議員、徳永英太郎議員、谷口雅人議員を。民生常任委員に岸本眞一郎議員、大河原昭洋議員、高橋達也議員、大藤克紀議員、酒本敏興議員、南肇議員を。

議会広報常任委員に中野ゆかり議員、高橋達也議員、大藤克紀議員、岩本富美男議員、南肇議員をそれぞれ指名いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました以上の議員をそれぞれの常任委員に選任することに決定しました。

各常任委員長及び副委員長については委員会条例第7条第2項の規定により、各委員会において互選とすることになっています。それぞれの委員会で互選していただくまでの間、しばらく休憩します。

それでは暫時休憩します。

休憩 午後 2時29分

再開 午後 2時29分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会の、正副委員長の互選の結果について、各常任委員会より報告がありましたので、報告をします。

総務常任委員長に石谷政輝議員、副委員長に平尾節世議員。民生常任委員長に岸本眞一郎議員、副委員長に大河原昭洋議員。議会広報常任委員長に中野ゆかり議員、副委員長に高橋達也議員。以上のとおりです。

日程第9．議会運営委員の選任

○議長（谷口雅人） 日程第9、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第4項により、議長が指名することとなっております。

お諮りします。石谷政輝議員、岸本眞一郎議員、平尾節世議員、酒本敏興議員、南肇議員を議会運営委員に指名したいと思います。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました以上の議員を議会運営委員に選任することに決定しました。

議会運営委員長及び副委員長については、委員会条例第7条第2項の規定により、議会運営委員会において互選することとなっております。委員会で互選していただくまでの間しばらく休憩します。

それでは暫時休憩をします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時30分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の、正副委員長の互選の結果について、議会運営委員会より報告がありましたので、報告をします。

議会運営委員長に酒本敏興議員、副委員長に平尾節世議員、以上のとおりです。

日程第10．鳥取県東部広域行政管理組合議会議員の選挙

○議長（谷口雅人） 日程第10、鳥取県東部広域行政管理組合議会議員の選挙を行います。

この組合議会議員は、鳥取県東部広域行政管理組約第5条第1項の規定により、本町から選挙する議会議員の定数は1人です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

鳥取県東部広域行政管理組合議会の議員に谷口雅人議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました谷口雅人議員を当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名しました谷口雅人議員が、鳥取県東部広域行政管理組合議会の議員に当選されました。

日程第11．八頭環境施設組合議会議員の選挙

○議長（谷口雅人） 日程第11、八頭環境施設組合議会議員の選挙を行います。

この組合議会議員は、八頭環境施設組合規約第5条第1項の規定により、本町から選挙する議会議員の定数は1人です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

八頭環境施設組合議会の議員に谷口雅人議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した谷口雅人議員を当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました谷口雅人議員が、八頭環境施設組合議会の議員に当選されました。

日程第12．鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（谷口雅人） 日程第12、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

この広域連合議会議員は、鳥取県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項の規定により、本町から選挙する議会議員の定数は1人です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員に南肇議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました南肇議員を当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名しました南肇議員が、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時40分

(副町長以下 執行部入場)

再開 午後 3時13分

○議長(谷口雅人) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13. 議案第60号から日程第15. 議案第62まで

3議案一括上程

○議長(谷口雅人) 日程第13、議案第60号 平成25年度智頭町一般会計

補正予算第2号、及び日程第14、議案第61号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更について、及び日程第15…、待て。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時13分

再開 午後 3時14分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13 議案第61号 平成25年度…。

（議場内ざわつく）

（「61は14。」という者の声あり）

○議長（谷口雅人） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時16分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、日程13、議案第60号 平成25年度智頭町一般会計補正予算第2号、及び日程第14、議案第61号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更について、及び日程第15、議案第62号 財産の取得についての3議案を一括して議題とします。

町長に提案理由について説明を求めます。

寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 本日ここに、第3回臨時町議会を招集しましたところ、議員各位にはお忙しい中ご参集いただき、誠にありがとうございます。

まずもって、去る6月30日に執行されました町議会議員の選挙にあたり、当選の栄を得られたことに対し、心からお祝いを申し上げるとともに、今後のご活躍を期待する次第です。

今臨時会に提案しました議案の審議をいただくにあたり、その概要を説明します。

まず、議案第60号 平成25年度智頭町一般会計補正予算について説明します。

総務費のまちづくり推進費では、集落が実施するLED防犯灯設置促進事業補助金の増額を、地域活性化推進費では、旧那岐小学校及び旧山郷小学校に網戸の設置に要する経費をそれぞれ計上しています。

衛生費の予防費では、妊婦とその子どもを風疹から守ることを目的に、予防接種費用を助成するものです。

以上、今回の一般会計補正予算額は、４２１万９，０００円であり、補正後の予算総額は、６６億１，５１６万９，０００円となります。

次に、議案第６１号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更につきましては、町道改良事業及び消防団拠点施設整備事業について、新たに計画に追加するとともに、地域活性化基金積立金について基金目的を明確にするため、対象事業を追加するものです。

最後に議案第６２号 財産の取得につきましては、除雪ドーザの購入に伴い本議会の議決を求めるものです。

以上、本議会に提案しました諸議案の概要を説明しました。詳細については主幹課長及び担当者をもって説明させますので、よろしく審議いただきますようお願いいたします。

○議長（谷口雅人） 提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 ３時１８分

再開 午後 ３時１８分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから日程第１３、議案第６０号 平成２５年度智頭町一般会計補正予算第２号、及び日程第１４、議案第６１号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更について、及び日程第１５、議案第６２号 財産の取得についての質疑を行います。

質疑は、会議規則第５５条の規定により、一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則５６条の規定により、議長において制限を設けることがあります。ご承知おきください。

日程第１３、議案第６０号の補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） お手元に配布しております平成２５年度智頭町一般会計補正予算書をご覧頂きたいと思えます。１ページ目でございます。議案第６０号 平成２５年度智頭町一般会計補正予算第２号。

補正予算書の９ページをご覧いただきたいと思えます。歳出でございます。まず、総務費、まちづくり推進費であります。本年度から集落が実施してござい

すLED防犯灯設置への更新及び新設にあたり、防犯灯設置促進補助金を助成しており、各集落からの要望にお答えするため、補助金の増額を行っております。次に地域活性化推進費につきましては、空き校舎等利活用実践事業費補助金として、旧那岐小学校及び旧山郷小学校の網戸の設置に要する経費を計上しております。それから、衛生費の予防費につきましては、風疹患者が増加傾向にあるため、妊婦とそのこどもを風疹から守るということで、新たに風疹の予防接種費用を助成することとしております。以上、合計421万9,000円の補正であります。

その財源といたしましては手前の8ページでございます。県支出金・繰越金・町債でもって措置をいたしております。

次に4ページをご覧くださいと思います。債務負担行為補正につきましては、智頭中学校改築事業工事請負費といたしまして、2年間の事業でございますが、全体工事費の見直しによりまして2億370万円を平成26年度に債務負担行為として補正を追加するものでございます。以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。ご質疑はありますか。

7番 岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） 空き校舎の利活用実践事業、これは補助金となっておりますが、本来、補助金というときには事業者には負担があつてそれに対して補助金ということですが、今回についてこれは何割の補助に当るのでしょうか。

○議長（谷口雅人） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） 今回の空き校舎等実践事業費補助金につきましては、定額ですので10割の助成ということで考えております。

○議長（谷口雅人） 7番 岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） まちづくり推進費のLEDなんかでは、地元負担が当然ずっとやっているのですが、何でこの空き校舎利活用についてはずっと10割補助、地元負担はなしにやっていく、本当に今後もずっと10割補助ですべてやっていくのか。町長の以前の話では、この事業の資金の上限はないんだというような答弁もあった中で、本当に地元の要望にそってずっと10割補助を続けていくつもりなのか。そこらへんの見極めというか振り分けというものはどのようにお考えでしょうか。

○議長（谷口雅人） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） 今回の小学校の実践事業の整備につきましては、施設整備的なものであり、公共性が高いものというふうに判断しております。また、申請いただく事業の内容につきまして、内容を精査しながら補助率につきましては今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（谷口雅人） 7番 岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） この事業については地元からの申請ですね。それを町が、公共性が高いからだというような話なんですけど、逆に言うと公共性という視点から考えると、防犯灯なんかでも当然公共性が高いものでね。そういうものについては地元負担、半分をみながら、この空き校舎については従前からずっと10割補助というもので、町長が言う、みんながやっぱり汗をかこう・負担をしようという部分からいくと、なんかずれていつまでたっても地元の要望に対して町が10割補助を続けていくというような姿勢で、本当に自立ができるのかなあという部分を心配するのですが。その辺については、これはあくまでも助走期間というような、2年か3年というような期間を想定しているのか、そういうものは考えずに公共性が高い部分については全部10割でやっつけているのか、そこら辺についてはどうでしょう。

○議長（谷口雅人） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） その申請をいただく内容について精査していくということになるかと思えますけども、今回の施設整備につきましては、本来町が主体となって整備をしても適当な内容だというふうに判断しております。その事業の内容につきまして、例えば校舎の中で商売をされるとか、そういったものにつきましては、応分の負担をいただくのが当然だろうというふうに考えておりますので、今回整備される内容については10割の助成ということでございますが、今後提案される内容につきましては、その内容を精査して補助率等については検討してまいりたいと考えております。

○議長（谷口雅人） 7番 岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） 一つ確認しておきますが、この空き校舎の利活用については、管理主体、管理責任者というものについては、これまで町が電気料金・水道については基本料金的な部分は負担するが、その他のことについては、利用者の負担だというような考え方に……ですね。そうなる時に、本当に校舎の改造とか改築というのは、当然利用者のニーズによって生じるものだとい

う判断に立つべきではないのかな。で、その時に、やはりあくまでも自分たちがやろうとしているものについてはやっぱり応分の負担や責任を持つという、やっぱりそこらへんがないと、公共性が高いから町がやっぱりやっていくというようなことでは、いつまでたってもその過保護的な部分から抜けないのではないか。ある程度、時限的なものをしっかりと導入するという考えをもっていかなければならないと思うのですが、その辺についてはどうですか。

○議長（谷口雅人） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） 現在、この空き校舎の利活用につきましては、定期的に幹事会を開きまして、その中で今後どういうふうに運用していくかということ協議をしているところであります。来年度以降に運用につきましては、その維持管理費を含めてお互いに協議検討するという事で今話をしておりますので、議員ご指摘のように利用者が一定額の負担をするということも念頭において今後協議を進めたいと考えております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第14、議案第61号の補足説明を求めます。

岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） 議案資料の縦長の方の議案資料をごらんください。1ページ、議案第61号「智頭町過疎地域自立促進計画の変更」についてでございます。智頭町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

2ページをごらんください。区分及び自立促進施策区分ですが、2番の「交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」。その中の3番、計画事業名（1）市町村道道路の事業内容に下線を引いております川戸穂見線（改良）、事業主体・町を新たに加えるものでございます。

1ページはぐっていただきまして、4ページ、自立促進施策区分3. 生活環境の整備。1番、現況と問題点、（2）その対策のところの下線分の「消防団拠点施設の整備」それぞれ加えるものでございます。（3）計画の中にも（4）の消防施設に新たに「消防団拠点施設、事業主体、町」を新たに加えるものでございます。

1枚はぐっていただきまして6ページ。「自立促進施策区分10. その他地域の自立促進に関し必要な事項」の(1)過疎地域自立促進特別事業の中に、地域活性化基金積立金がありましたが、その事業内容の表記に、みどりを活かした地域づくり支援事業・智頭町「自立と持続を推進するまちづくり交付金」と空き校舎等利活用推進事業・智頭町「日本1/0村おこし運動」補助金を進めるための基金を造成する、を新たに加えるものでございます。以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番 岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） 今回の説明の中の6ページですね、今回の地域活性化基金積立金に中身をつけたということですが、この中の空き校舎利活用地活用推進事業と智頭町日本1/0村おこし運動の補助金、これはそれぞれその上に単独でそういう事業をすでにつけているんですけど、ここら辺との整合性。どう違って、新たにまたここに空き校舎の利活用やゼロ分のイチというものをつけたして、これは複数の2本立ての補助金でいくというのかそこらへんについては。

○議長（谷口雅人） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） 今回の地域活性化基金積立金につきましては、すでに当初で右の7ページの方にありますように、本町の活性化に資する事業を進めるための基金ということで承認をいただいておりますが、今回提案しました小学校の利活用等につきまして、この活性化基金積立金を活用した事業が認められる方向で協議をしておりますので、本年度の積立金に対して、来年度執行するために具体的な事業名の表記をするような協議を県なり財務事務所と進めておりますので、今回その事業の具体名を掲げて財源の確保を行うところでございます。以上です。

○議長（谷口雅人） 7番 岸本眞一郎議員

○7番（岸本眞一郎） 今説明したように、この中身についてこういう表現をするということがわかったのですが、ではこの上の当然単独で空き校舎利活用推進事業、この1/0村おこし運動補助金という具合に単独で表記されているものと、ここら辺。じゃあこの上を、本来ならなくてもいいということですか。それともどうここら辺が、我々残しとかんといけないということでしょうか。そこらへん

についての……は。

○議長（谷口雅人） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） 過疎計画を進めるための財源として、過疎債という有効な財源手段がございますが、そのために掲げております補助金につきましては、当該年度に補助金としてソフト事業として過疎債を充当するものでございます。それから翌年度以降につきましては、その財源充当として地域活性化基金積立金ということで積立てをしております、翌年度以降の財源として掲げるもの、今回はその中で具体的に表記をなささいということでこういった表記になっておりますので、区分としては当該年度に執行するソフト事業と、翌年度以降に執行するソフト事業ということでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、日程第15、議案第62号 財産の取得について。

安藤地域整備課長。

○地域整備課長（安藤充憲） 議案書は8ページをご覧ください。

議案第62号 財産の取得について。1. 財産の内容 除雪ドーザ、2. 契約の方法 指名競争入札、3. 取得価格 1, 127万7, 000円、4. 契約の相手方 鳥取市湖山東2丁目237番地 三洋重機株式会社 取締役社長 花原俊。以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

日程第13、議案第60号の討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

これから、議案第60号 平成25年度智頭町一般会計補正予算第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立全員。

したがって、本案は原案どおり可決されました。

続いて日程第14、議案第61号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更についての討論を行います

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

これから、議案第61号「智頭町過疎地域自立促進計画の変更について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立全員。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて日程第15、議案第62号 財産の取得についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

これから、議案第62号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立全員。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程の追加についてお諮りをします。

お手元に配布しております、日程第16から日程第19まで、日程に追加をしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

したがって、日程第16から日程第19までを、日程に追加することに決定しました。

日程第16. 議案第63号 智頭町監査委員の選任について

○議長(谷口雅人) 日程16、議案第63号 智頭町監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、徳永英太郎議員の退席を求めます。

(徳永英太郎議員 退席)

○議長(谷口雅人) 提案理由の説明を求めます。

寺谷町長。

○町長(寺谷誠一郎) このたび追加提案いたしました議案につきまして、その概要をご説明いたします。

議案第63号、智頭町監査委員の選任につきましては、新たに徳永英太郎氏を選任するため議会の同意を求めるものであります。

以上であります。

○議長(谷口雅人) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

これから、議案第63号 智頭町監査委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方は、ご起立を願います。

(起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立全員。したがって、本案に同意することに決定しました。

徳永英太郎議員の復席を求めます。

(徳永英太郎議員 復席)

日程第17. 発議第3号 同和問題調査特別委員会の設置について

○議長（谷口雅人） 日程第17、発議第3号 同和問題調査特別委員会の設置についてを議題とします。

6番、平尾節世議員。

○6番（平尾節世） 発議第3号、同和問題調査特別委員会設置について、次のとおり、智頭町議会会議規則第5条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由。部落差別をはじめとして、一切の差別解消に向け、その取り組み等を調査研究する。以上で提案理由を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

これから、発議第3号 同和問題調査特別委員会の設置についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立全員。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま設置されました同和問題調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長が指名することとなっております。

お諮りします。同和問題調査特別委員会の委員に議員全員を指名したいと思えます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員全員を同和問題調査特別委員に選任することに決定しました。

暫時休憩をします。

休憩 午後 3時38分

再開 午後 3時39分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

同和問題調査特別委員会の正副委員長の互選の結果について、委員会より報告がありましたので、ご報告します。

委員長に大河原昭洋議員、副委員長に石谷政輝議員。以上のとおりです。

日程第18. 閉会中の継続調査の申し出

○議長（谷口雅人） 日程第18、閉会中の継続調査の申し出を議題とします。

総務常任委員会、民生常任委員会、議会広報常任委員会、議会運営委員会、同和問題調査特別委員会の各委員長より、閉会中の継続調査の申し出があります。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第19. 議員派遣について

○議長（谷口雅人） 日程第19、議員派遣についてを議題とします。

本件については、会議規則第120条の規定により、お手元に配布のとおり派遣することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第3回智頭町議会臨時会を閉会します。

閉会 午後 3時40分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

平成25年7月30日

智頭町議会臨時議長

酒 本 敏 興

智頭町議会議長

谷 口 雅 人

智頭町議会議員

大 河 原 昭 洋

智頭町議会議員

高 橋 達 也